別表

消防用設備等の設置に係る届出について

防火対象物の増改築等で、設備の増設、改修等を行う場合の設置届出及び軽微な届出の範囲については、次のとおり取り扱うこととする。

表１　設置届出及び軽微な届出の範囲

消防用設備等の区分		増　設	移　設	取替え
屋内消火栓 屋外消火栓	設置届出	・消火栓箱 →既設と同種類のもので、加圧送水装置等の性能に影響を及ぼさないものに限る。	・消火栓箱 →加圧送水装置等の性能に影響を及ぼさないものに限る。	
	軽微な届出			・消火栓箱 →既設と同種類のものに限る。 ・消火栓箱、加圧送水装置、水槽を除く構成部品 →加圧送水装置等の性能に影響を及ぼさないものに限る。
スプリンクラー設備	設置届出	・ヘッド６個以上 10 個以下 ・補助散水栓 →既設と同種類のもので、加圧送水装置等の性能に影響を及ぼさないものに限る。	・ヘッド６個以上 10 個以下 ・補助散水栓 →加圧送水装置等の性能に影響を及ぼさないものに限る。	・ヘッド６個以上 →既設と同種類のものに限る。
	軽微な届出	・ヘッド５個以下	・ヘッド５個以下	・ヘッド５個以下 →既設と同種類のものに限る。 ・補助散水栓 →既設と同種類のものに限る。 ・加圧送水装置、水槽、ヘッドを除く構成部品 →加圧送水装置等の性能に影響を及ぼさないものに限る。

消防用設備等の区分		増設	移設	取替え
水噴霧消火設備	設置届出	・１の選択弁においてヘッド３～５個以下 →既設と同種類のものに限る。	・１の選択弁においてヘッド３～５個以下	・１の選択弁においてヘッド３～５個以下 →既設と同種類のものに限る。
	軽微な届出	・１の選択弁においてヘッド２個以下	・１の選択弁においてヘッド２個以下 ・手動起動装置 →同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	・１の選択弁においてヘッド２個以下 →既設と同種類のものに限る。 ・加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品 →加圧送水装置等の性能に影響を及ぼさないものに限る。
泡消火設備	設置届出	・１の選択弁においてヘッド３～５個以下 →既設と同種類のものに限る。 →加圧送水装置等の性能に影響を及ぼさないものに限る。	・１の選択弁においてヘッド３～５個以下 →警戒区域の変更のない範囲	・１の選択弁においてヘッド３～５個以下 →既設と同種類のものに限る。
	軽微な届出	・１の選択弁においてヘッド２個以下 →既設と同種類のものに限る。 →加圧送水装置等の性能に影響を及ぼさないものに限る。	・１の選択弁においてヘッド２個以下 →警戒区域の変更のない範囲 ・手動起動装置 →同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	・１の選択弁においてヘッド２個以下 →既設と同種類のものに限る。 ・加圧送水装置（制御盤を含む）、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品 →加圧送水装置等の性能に影響を及ぼさないものに限る。

消防用設備等の区分		増　設	移　設	取替え
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	設置届出	・ヘッド３個以上５個以下 →既設と同種類のもの →薬剤量、放射濃度、配管サイズ等に影響を及ぼさないものに限る。	・ヘッド３個以上５個以下 →放射区域の変更のない範囲	・ヘッド３個以上５個以下 →既設と同種類のもの
	軽微な届出	・ヘッド２個以下 →既設と同種類のもの →薬剤量、放射濃度、配管サイズ等に影響を及ぼさないものに限る。	・ヘッド２個以下 →放射区域の変更のない範囲	・ヘッド２個以下 →既設と同種類のもの
移動式消火設備	設置届出	・３基以上４基以下	・３基以上４基以下	・４基以下
	軽微な届出	・２基以下	・２基以下	・４基以下 →既設と同種類のもの
自動火災報知設備	設置届出	・感知器５個以上 10 個以下	・感知器５個以上 10 個以下 →警戒区域の変更がない場合に限る。 ・受信機、中継機	・感知器 10 個以上 ・受信機 ・中継機
	軽微な届出	・感知器４個以下 ・発信機、ベル、表示灯 →既設と同種類のもの →同一警戒区域内に限る。	・感知器４個以下 →警戒区域の変更がない場合に限る。 ・発信機、ベル、表示灯 →同一警戒区域内に限る。	・感知器９個以下 ・発信機、ベル、表示灯
消防機関へ通報する火災報知設備	設置届出	自動火災報知設備との連動起動に関する工事のみを行う場合		
	軽微な届出			①ＲＯＭの書き換え（名称変更等に伴う通報メッセージの変更）

消防用設備等の区分		増　設	移　設	取替え
ガス漏れ火災警報設備	設置届出	・検知器３個以上５個以下 →既設と同種類のもの →警戒区域の変更がない場合に限る。	・検知器３個以上５個以下 →警戒区域の変更がない場合に限る。	・検知器３個以上５個以下
	軽微な届出	・検知器２個以下 →既設と同種類のもの →警戒区域の変更がない場合に限る。	・検知器２個以下 →警戒区域の変更がない場合に限る。	・検知器２個以下
パッケージ型消火設備	設置届出	・３基以上４基以下	・３基以上４基以下	・４基以下
	軽微な届出	・２基以下	・２基以下	・４基以下 →既設と同種類のもの

表２　軽微な届出の範囲

消防用設備等の区分		増　設	移　設	取替え
消火器	軽微な届出	・本体 →４本以下	・本体 →４本以下	・本体 →既設と同種類のもの
誘導灯	軽微な届出	・本体 →視認障害の無いことが明らかなもの。	・本体 →性能に支障が生じないもの。 →視認障害の無いことが明らかなもの。	・本体 →既設と同性能のもの又は性能が既設と同等以上のものに限る。
非常コンセント設備	軽微な届出			・コンセント、保護箱 →既設と同種類のもの
連結散水栓	軽微な届出			・すべての構成部品 →既設と同種類のもの
連結送水管	軽微な届出			・加圧送水装置、減圧弁等圧力調整装置及び起動装置を除くすべての構成部品 →既設と同種類のもの